

第3回国保財政運営部会概要

日時 平成28年4月12日(火) 13時30分～15時30分

場所 吉田山会館 第304会議室

出席者 出席者名簿のとおり

【経緯とスケジュール】

平成27年12月に連携会議の市町構成員を全市町に拡大し、国保の都道府県化に伴う課題に応じて4つの作業部会を設置した。今後、それぞれの部会で課題解決に向け協議がなされる。また、スケジュール的には、平成28年10月の納付金等の仮算定が重要であり、各市町においてその仮算定の前までに基礎データの抽出を行う必要がある。(ベンダーと相談してほしい。)

【国保運営協議会準備会について】

3月23日の連携会議において提案したところ、「任期」と「日程調整」について質問があったが、おおむね了承された。その連携会議の直後に国から事務連絡があり、「任期」の考え方に齟齬があり、次の連携会議で回答内容を訂正する必要がある。その考え方から考慮すると、「準備会」(条例による設置時期など)に関しても変わる可能性がある。

【納付金と標準保険料(率)について(勉強会)】

国保財政運営部会の重要事項のため、次の勉強会で掘り下げて検討することとする。

仮算定の前(7月・8月)には、次の事項をしっかりと協議し、考え方や方向性を連携会議に提案し、10月の仮算定でシミュレーションしたい。

(1) 基本的な事項

- ・ 県で保険料水準を統一するか？
- ・ 県で高額医療費を共同で負担するための調整を行うか？
- ・ 納付金の対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか？

(2) 納付金の算定における必要事項

- ・ α 、 β (医療・後期高齢者・介護) の設定の仕方をどのように行うのか？
- ・ 賦課限度額 (医療・後期高齢者・介護) をいくらとするか？
- ・ 保険者努力支援制度の県分の取扱いをどのようにするか？
- ・ 納付金を配分する際、世帯数や資産税総額を勘案するのか？

(3) 標準保険料(税)率の算定における必要事項

- ・ 標準的な収納率をどのようにするか？
- ・ 標準的な算定方式をどのようにするか？ (2方式、3方式、4方式)
- ・ 所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数をどのように設定するか？
- ・ 都道府県繰入金2号分 (県の特別調整交付金) を激変緩和措置の調整弁とするか？

【次回の日程】

平成28年6月2日(木) 13:30～16:30 津市内の会議室

第3回国保財政運営部会 事項書

1 日時:平成28年4月12日(火) 13時30分から15時30分

2 場所:吉田山会館 第304会議室

3 協議事項

(1) 三重県国民健康保険運営協議会準備会の設置について

【資料1】 平成27年度第4回三重県市町国保広域化等連携会議概要

【資料2】 都道府県国民健康保険運営協議会の設置に関するQ&A

【資料3】 国民健康保険運営協議会に係る質問事項について

(2) 納付金及び標準保険料(税)率に関する検討について

【資料4】 高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業

【資料5】 国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について
(ガイドライン)(案)

【資料6】 参考資料 国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法
について(ガイドライン付属資料)

【資料7】 納付金及び標準保険料率に関する質疑応答

【参考1】 年齢別市保険者数(H25~H27)

【参考2】 納付金算定の参考資料(H24~H26の医療分・後期分・介護分)

4 その他

(次回の予定等)

第3回国保財政運営部会出席者名簿（4月12日）

市町等	所 属	職 名	氏 名	連絡先	E-MAIL
津市	保険医療助成課	主査	町野 倫也	059-229-3160	229-3159@city.tsu.lg.jp
鈴鹿市	保険年金課	国民健康保険グループリーダー	坂崎 真一	059-382-7605	hokennenkin@city.suzuka.lg.jp
鳥羽市	市民課	保険年金係長	横田 大輔	0599-25-1148	hoken@city.toba.mie.jp
いなべ市	保険年金課	主任	児玉 吏	0594-72-3829	t-kodama01@city.inabe.mie.jp
伊賀市	保険年金課	主査	森地 孝充	0595-22-9659	hoken@city.iga.lg.jp
大台町	健康ほけん課	係長	水谷 臣一	0598-82-3785	odai-hoken@odaitown.jp
度会町	住民生活課	係長	岡村 卓明	0596-62-2412	jumin@town.watarai.lg.jp
大紀町	住民課	課長補佐	平野 達哉	0598-86-2217	jum@town.mie-taiki.lg.jp
国保連合会	情報管理室	情報管理室係長	川俣 佳彦	059-228-9157	m-kokuho@kokuhoren-mie.or.jp
三重県	医務国保課	主幹	加藤 富士夫	059-224-2285	katouf00@pref.mie.jp

都道府県国民健康保険運営協議会の設置に関する Q & A

【条例について】

問 1 都道府県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関する条例は、単独で定める必要があるか。

（答）

「都道府県国民健康保険運営協議会条例参考例について」（平成 28 年 3 月 24 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）にてお示しした条例参考例は、都道府県国保条例を制定していない段階で、協議会の根拠条例を制定する場合を想定したものです。

このため、例えば、平成 29 年度から納付金等の算定方法とあわせて都道府県国保条例を制定する場合などは、都道府県国保条例の中で協議会に係る規定を設けることは可能であり、必ずしも単独で制定しなければならないものではありません。

問 2 条例に基づかない協議会の設置は可能か。

（答）

例えば、平成 29 年度から都道府県国保条例を定めることを予定している場合であっても、協議会における議論は平成 28 年度から開始することも考えられます。その場合、一旦、平成 28 年度に協議会条例を制定し、平成 29 年度に都道府県国保条例の制定と同時に協議会条例を廃止して、一本化する手続きをとることが考えられます。

また、都道府県国保条例を制定するまでの間は、各都道府県のルールに従い、条例に基づかない任意の協議会として運用することも考えられます。

なお、都道府県及び市町村における国保条例参考例は、平成 29 年春までに順次お示しできるよう、作業を進めているところです。

問 3 都道府県によっては、各種協議会を個別の条例ではなく、「附属機関の設置に関する条例」など一つの条例にまとめて定め、具体的な委員の定数の内訳を条例施行規則に委任している場合もあるが、委員の定数について、条例ではなく条例施行規則に定める必要があるか。

（答）

委員の定数を条例に定めない場合は、条例において条例施行規則への委任の根拠規定を設けつつ、条例施行規則に定めることも考えられます。

【任期について】

問 4 平成 30 年度より前に選任された委員の任期はいつまでか。

(答)

改正後の国民健康保険法施行令の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行されるため、任期を 3 年とする規定も同日から施行されます。このため、平成 30 年度の同令の施行前に設置された協議会においては、任期を平成 30 年 3 月 31 日までとして設定するとともに、平成 30 年 4 月 1 日に再任し、同日から任期を 3 年とする必要があります。

【協議会の設置根拠について】

問 5 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条のみでは、協議会条例を制定し、同協議会を運営する根拠にはならないのではないか。

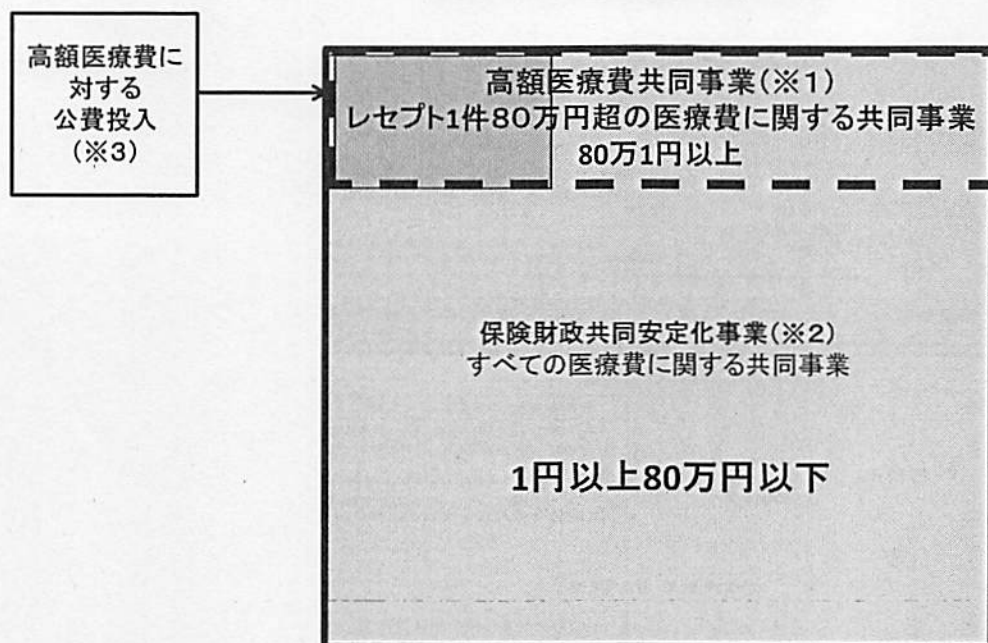
改正法附則第 6 条から附則第 8 条までにおいては、それぞれ、財政安定化基金の設置、国保運営方針の策定、標準保険料率の算定等について具体的に規定されているが、協議会については言及がないため、反対解釈で協議会の施行前の設置・運営はできないのではないか。

(答)

改正法の施行前における協議会の設置及び運営については、改正法附則第 9 条に基づき行うことができます。

附則第 6 条から附則第 9 条までの規定は、改正法の施行に向け、必要な準備行為を行うことができるよう経過措置を定めているものであり、基本的に附則第 9 条で必要な準備行為は全て読むことが可能です。

一般分のみ(退職者を除く)

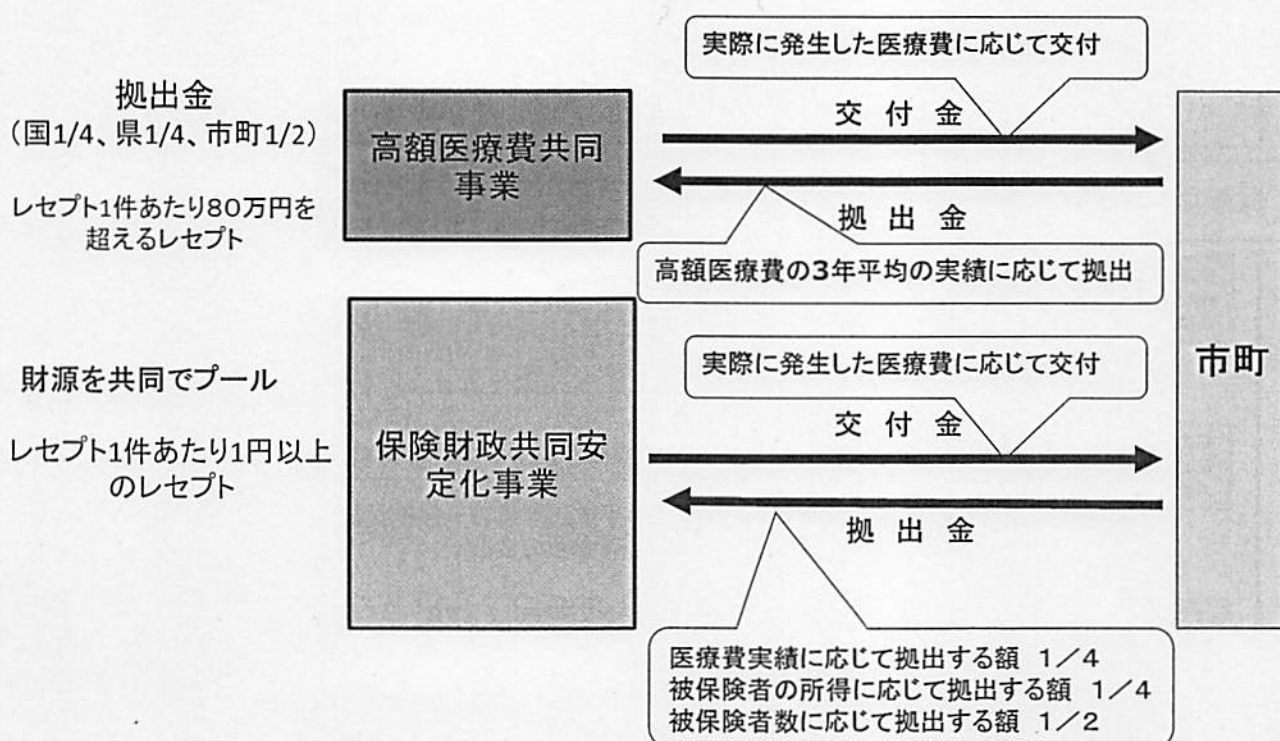


※1医療費のうち80万円を超える額を対象としている。

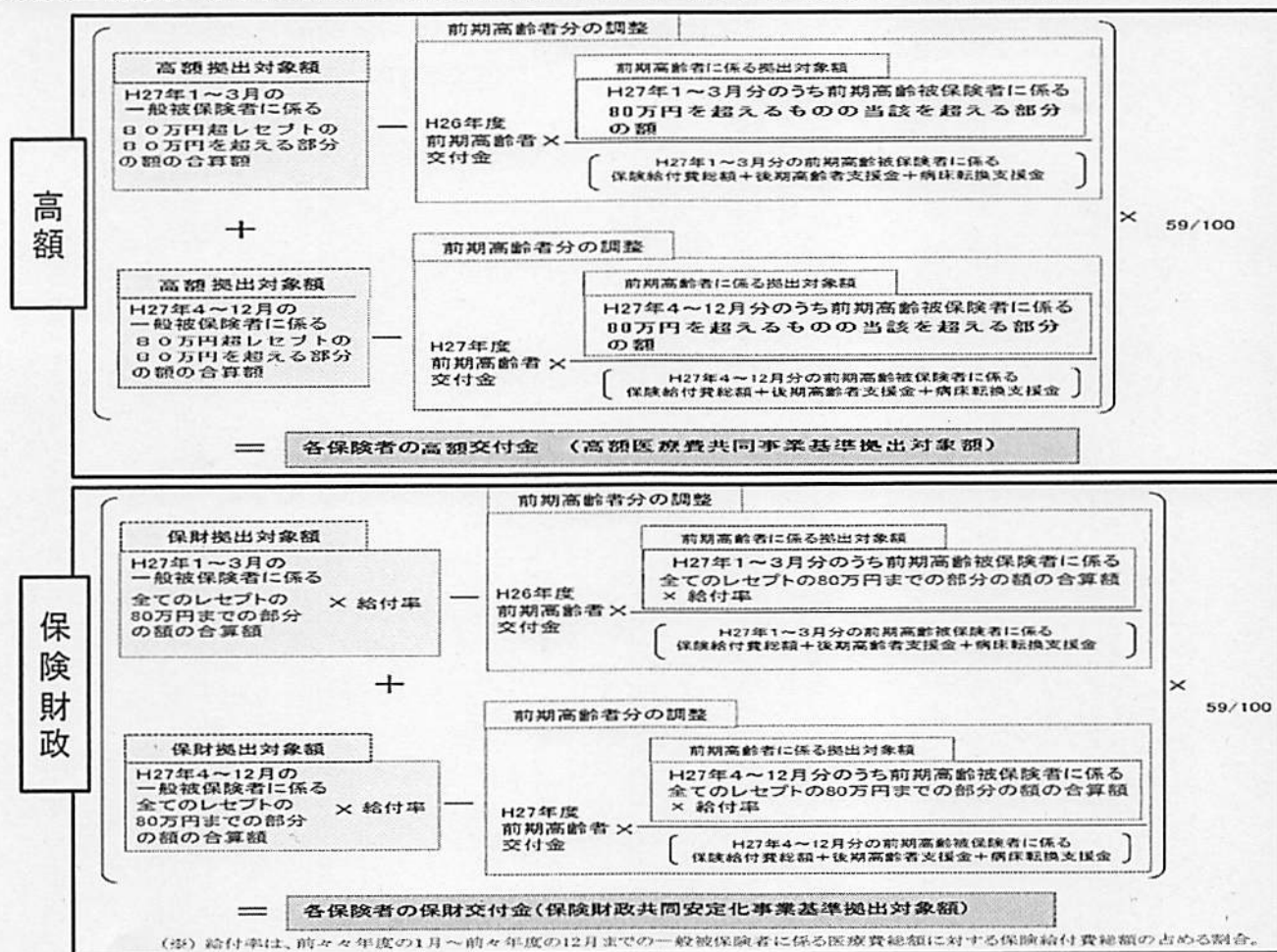
※2自己負担相当額等を除く

※3市町村の拠出金に対して国及び県が1/4ずつ負担している。

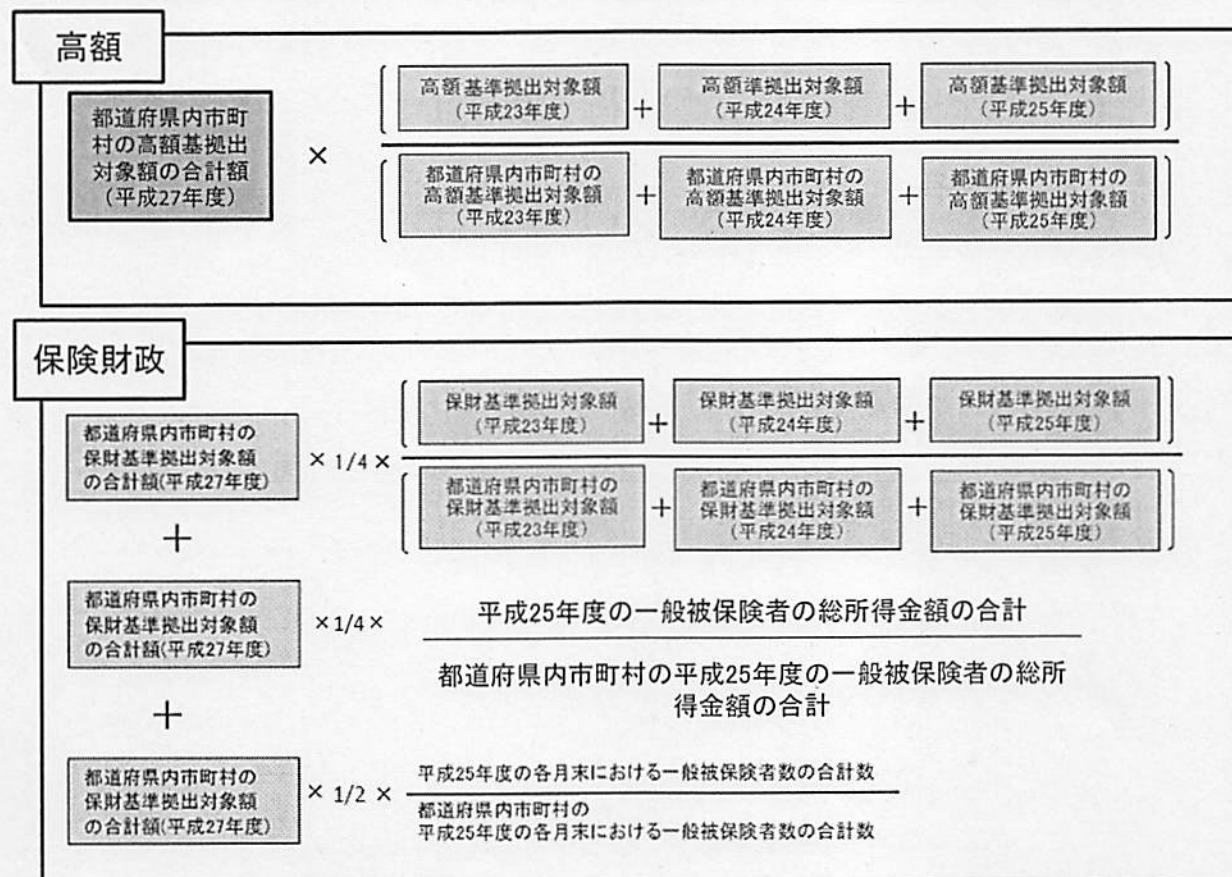
高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業関連図



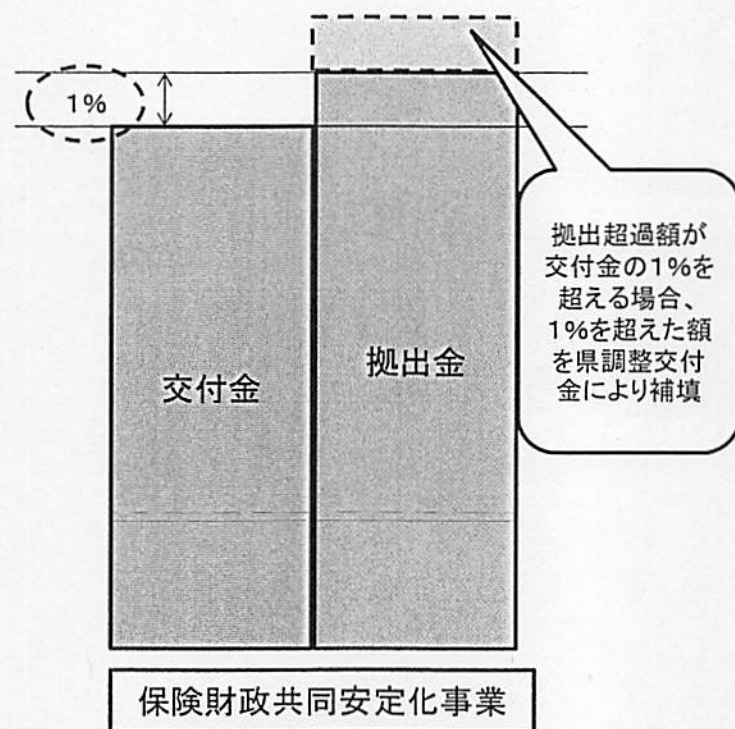
高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業(交付金算出方法)※H27年度



高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業(拠出金算出方法)※H27年度



拠出金超過額の財政支援



●平成26年度 高額医療費共同事業の状況(80万円以上の全疾病)

保険者名	①交付金	医療費拠出金				①-⑤ 交付金-拠出金 (円)	①/⑤ 拠出金に対する 交付金の割合(%)
		②市町分	内 訳 ③県補助金	④国庫補助金	⑤合 計		
津 市	606,810,107	258,740,957	129,370,478	129,370,478	517,481,913	89,328,194	117.3
四日市市	675,810,020	299,631,632	149,815,815	149,815,815	599,263,262	76,546,758	112.8
伊勢市	221,119,589	130,764,065	65,382,032	65,382,032	261,528,129	-40,408,540	84.5
松阪市	375,143,689	202,038,244	101,019,122	101,019,122	404,076,488	-28,932,799	92.8
桑名市	252,678,968	104,691,195	52,345,597	52,345,597	209,382,389	43,296,579	120.7
鈴鹿市	358,473,514	169,200,241	84,600,119	84,600,119	338,400,479	20,073,035	105.9
名張市	153,559,944	74,602,073	37,301,035	37,301,035	149,204,143	4,355,801	102.9
尾鷲市	31,278,307	27,997,626	13,998,812	13,998,812	55,995,250	-24,716,943	55.9
龜山市	67,930,202	37,876,360	18,938,180	18,938,180	75,752,720	-7,822,518	89.7
鳥羽市	60,702,746	42,376,213	21,188,105	21,188,105	84,752,423	-24,049,677	71.6
熊野市	33,051,676	23,919,804	11,959,902	11,959,902	47,839,608	-14,787,932	69.1
いなべ市	74,832,714	33,243,396	16,621,697	16,621,697	66,486,790	8,345,924	112.6
志摩市	131,425,404	82,655,587	41,327,793	41,327,793	165,311,173	-33,885,769	79.5
伊賀市	156,553,844	95,995,467	47,997,733	47,997,733	191,990,933	-35,437,089	81.5
木曽岬町	13,082,060	9,830,523	4,915,260	4,915,260	19,661,043	-6,578,983	66.5
東員町	27,660,592	17,753,036	8,876,517	8,876,517	35,506,070	-7,845,478	77.9
菰野町	97,729,841	31,834,152	15,917,075	15,917,075	63,668,302	34,061,539	153.5
朝日町	15,087,473	5,968,681	2,984,340	2,984,340	11,937,361	3,150,112	126.4
川越町	21,471,530	12,858,746	6,429,372	6,429,372	25,717,490	-4,245,960	83.5
多気町	23,025,519	18,592,678	9,296,338	9,296,338	37,185,354	-14,159,835	61.9
明和町	57,412,744	24,585,675	12,292,837	12,292,837	49,171,349	8,241,395	116.8
大台町	36,268,243	12,552,482	6,276,241	6,276,241	25,104,964	11,163,279	144.5
玉城町	28,316,192	22,635,757	11,317,878	11,317,878	45,271,513	-16,955,321	62.5
度会町	11,247,670	9,423,046	4,711,522	4,711,522	18,846,090	-7,598,420	59.7
御浜町	27,039,841	14,947,057	7,473,527	7,473,527	29,894,111	-2,854,270	90.5
紀宝町	25,373,203	19,610,065	9,805,031	9,805,031	39,220,127	-13,846,924	64.7
大紀町	18,504,127	12,111,059	6,055,529	6,055,529	24,222,117	-5,717,990	76.4
南伊勢町	41,360,177	24,756,293	12,378,146	12,378,146	49,512,585	-8,152,408	83.5
紀北町	68,345,620	34,455,690	17,227,845	17,227,845	68,911,380	-565,760	99.2
合 計	3,711,295,556	1,855,647,800	927,823,878	927,823,878	3,711,295,556	0	100.0

●平成26年度 保険財政共同安定化事業の状況(2万円超の全疾病)

保険者名	①交付金	②拠出金	①-②	①/② 拠出金に対する交付金の割合(%)
津 市	4,448,659,871	4,309,126,859	139,533,012	103.2
四日市市	4,333,860,904	4,676,835,107	-342,974,203	92.7
伊勢市	2,020,679,977	2,144,469,623	-123,789,646	94.2
松阪市	2,888,545,664	2,714,112,321	174,433,343	106.4
桑名市	1,937,209,697	2,044,673,884	-107,464,187	94.7
鈴鹿市	2,884,608,631	2,896,182,783	-11,574,152	99.6
名張市	1,107,456,991	1,170,169,531	-62,712,540	94.6
尾鷲市	380,148,973	371,510,896	8,638,077	102.3
龜山市	655,843,130	653,601,146	2,241,984	100.3
鳥羽市	540,629,795	512,138,493	28,491,302	105.6
熊野市	424,813,709	408,648,315	16,165,394	104.0
いなべ市	727,543,568	645,303,831	82,239,737	112.7
志摩市	1,062,623,381	1,132,412,921	-69,789,540	93.8
伊賀市	1,476,826,061	1,402,949,020	73,877,041	105.3
木曽岬町	116,647,421	138,184,596	-21,537,175	84.4
東員町	367,544,758	379,512,071	-11,967,313	96.8
菰野町	612,977,914	606,140,418	6,837,496	101.1
朝日町	92,060,080	113,985,229	-21,925,149	80.8
川越町	173,519,477	206,837,003	-33,317,526	83.9
多気町	268,959,909	236,424,669	32,535,240	113.8
明和町	417,966,284	379,471,191	38,495,093	110.1
大台町	206,236,825	177,036,991	29,199,834	116.5
玉城町	258,470,906	243,670,456	14,800,450	106.1
度会町	122,988,911	137,748,867	-14,759,956	89.3
御浜町	202,860,483	198,412,227	4,448,256	102.2
紀宝町	257,728,247	243,612,855	14,115,392	105.8
大紀町	258,876,570	209,077,497	49,799,073	123.8
南伊勢町	387,915,274	343,677,536	44,237,738	112.9
紀北町	427,317,845	365,594,920	61,722,925	116.9
合 計	29,061,521,256	29,061,521,256	0	100.0

●高額医療費共同事業の状況

(1) 交付対象件数

(平成25年12月~26年11月)(件)
平成26年度

市	町	県計
16,326	2,664	18,990

(2) 交付金及び拠出金の状況

80万円以上の全疾病	
医療費拠出金	3,711,295,556
内 訳	
市町拠出金	1,855,647,800
県費補助金	927,823,878
国庫補助金	927,823,878
交付金	3,711,295,556

※市町実質拠出金:
医療費拠出金全体-国庫補助金
-県費補助金

●保険財政共同
安定化事業の状況

(1) 交付対象件数

(平成25年12月~26年11月)(件)
平成26年度

市	町	県計
876,942	143,765	1,020,707

(2) 交付金及び拠出金の状況

2万円超の全疾病	
医療費拠出金	29,061,521,256
交付金	29,061,521,256

平成 28 年度第 3 回收納率向上部会概要

日時 平成 28 年 4 月 20 日 (水) 13 時 30 分～15 時 30 分

場所 吉田山会館 302 会議室

出席者 収納率向上部会出席者名簿のとおり

【第 3 回收納率向上部会事項書に基づいて説明】

下記について、検討を行った。

- ① 保険料及び保険税について三重地方税管理回収機構（以下、三重機構）へ移管を検討していくうえで、既に両制度を移管し実施している京都地方税機構へ事務手続等の質問事項及び視察の検討。
- ② 徴収業務にあたる人数が少ない、滞納整理に関するノウハウの蓄積が少ない等の理由から、近隣市町と共同して滞納整理の実施が可能か検討。
- ③ 納期内納付の対策について

【京都地方税機構への質問事項】

検討した結果、質問事項は下記のとおりとなった。（詳細については資料 4 参照）

課題	質問
機構と各保険者との連絡調整	保険証、資格証、短期証の発行に伴う市町への連絡体制について
滞納市税と滞納保険料の調整	市税滞納、滞納保険料の整理方法、滞納額への充当方法について
差押調書の取扱いについて	料と税での差押調書の取扱いについて
職員の派遣について	国保税・料担当として職員の派遣はされているのか。
機構への費用	徴収業務を行った際の機構に対する費用について
引受件数	引受件数の上限について
構成団体の規模	地方事務所の所在について
府職員が府税以外の徴収について	府職員・市町村職員が府税、市町村民税（国保税含む）を区別なく徴収しているのか
滞納案件の移管条件	市町村民税及び滞納国保税を構成団体から引き継ぐ際の条件について

検討についての意見など

- ・三重機構へ国保税（税）を移管依頼する場合、税と料の徴収部署が違う場合でも、滞納者は税も料も滞納しているケースが多く、移管枠の上限もあるので税と料両方に滞納している者をまず移管となるのではないかな。
- ・移管が可能ならば事務量の削減が期待できる。
- ・国保税の場合は担当課で税情報を持っていないため、税情報と一本化するため内部の調整が必要。
- ・視察について三重機構職員に同行を依頼し、実際の担当者からみた疑問等の聞き取りを行ってはどうかな。

今後、上記内容を踏まえ5月～6月中に今回検討を行った質問を京都地方税機構へ送付し、視察を実施する予定。また、回答結果及び視察内容については、次回の収納率向上部会にて報告を行う。

【滞納整理等の共同実施の検討】

共同実施を行う場合、徴収職員の確保やノウハウの向上が期待できるが、課題として国保料と国保税の取扱いや滞納者情報の管理方法などあげられる。

今後、共同実施を行っている県（市町）に共同実施へ至った経緯等について聞き取りを行い、国保連合会が依頼を行っている保険料（税）徴収アドバイザーへも意見を求める。

その結果を、次回の収納率向上部会にて報告を行う。

検討についての意見など

- ・三重機構に国保料（税）が移管可能なら共同実施の必要性が少ない。
- ・アナウンス効果はあるが合同公売は手間が掛かる。インターネット公売の方が利便性や効果が高い。
- ・国保料のみで公売を実施するのは事務量を考えると難しい。
- ・市町間の考え方（滞納処理の方法）が違うので、合同実施を行う場合は方針を統一する必要がある。
- ・意識向上はできるが、事務量がどうかという問題もある。
- ・個人情報の取扱いが難しい。
- ・公売を実施する場合、保管場所の確保で苦慮する。

【納期内納付の対策について】

市町で行われている、口座振替の推進、コールセンターの設置、資格の適正化を行うことで収納率向上に努める。

検討についての意見など

- ・資格の適正化として、年金ネット情報と滞納者の国保資格情報を突合し、国保資格が無と確認できた場合、職権で資格を切ることができないか。

【次回日程等】

日時：平成28年7月5日（水）13：30－15：30

場所：津市近辺の三重県施設等

内容：京都地方税機構への回答及び視察結果及び今後の検討

滞納整理の共同実施について回答結果及び今後の検討

※ 時間、場所、課題内容については、決定次第県担当者よりメールにて連絡

第3回収納率向上部会 事項書

1 日時:平成 28 年 4 月 20 日(水) 13 時 30 分から 15 時 30 分

2 場所:吉田山会館 第 302 会議室

3 協議事項【資料 1】

(1) 国保料(税)の三重地方税管理回収機構への移管について

- 第 2 回収納率向上部会 概要【参考 1】
- 保険者努力支援制度について【資料 2】
- 京都地方税機構への質問事項【資料 3】

(2) 近隣市町と共同して滞納整理等について

- 近隣市町と共同して滞納整理等を行う場合の留意点等について【資料 4】

4 その他

(次回の予定等)

収納率向上部会出席者名簿（４月２０日）

市町等	所 属	職 名	氏 名
津市	保険医療助成課	保険担当副主幹	神田 敦史
四日市市	保険年金課 保険料収納室	室長	菱田 浩二
尾鷲市	税務課	主任主事	松井 克磨
熊野市	税務課	収納係長	谷ノ上 雄也
木曾岬町	住民課	課長補佐	黒田 和弘
朝日町	保健福祉課	主任	寺島 克
玉城町	生活福祉課	係長	山本 陽二
南伊勢町	医療保険課	係長	神野 有美
三重県国民健康保険団体連合会	事業推進課 事業企画係	係長	三谷 達也
三重県	医務国保課	行政実務研修員	稲垣 智広

平成28年度第3回収納率向上部会

日時:平成28年4月20日 13:30ー15:30

場所:吉田山会館 第302会議室

1

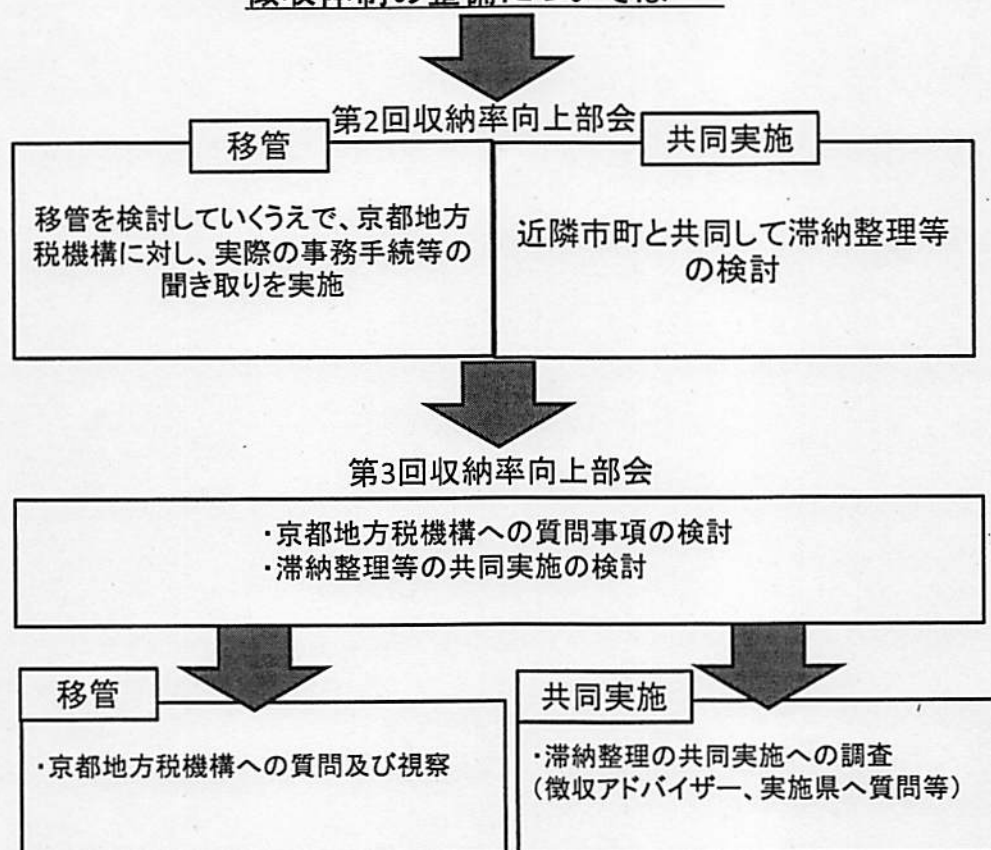
平成28年度第3回収納率向上部会

- 三重地方税管理回収機構への移管及び滞納整理の共同実施への課題
- 近隣市町と共同して滞納整理等を行う場合の留意点等について
- 当面のスケジュール

2

三重地方税管理回収機構への移管及び滞納整理の共同実施への課題

徴収体制の整備については・・・



3

三重地方税管理回収機構への移管を検討する際の課題

- ①社会保険の為の目的税であり、性質が異なること
- ②短期証等の管理で市町との連絡調整が必要となること
- ③税のみを移管の対象とすることに対して、国保料制度市町との公平性の欠如

国保料(税)は原則不可

他県の回収機構では・・・

京都地方税機構: 地方税法に基づき構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成団体が広域連合への移管の手続を行った事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務

和歌山地方税回収機構: 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町村が賦課徴収するとされている地方税及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務

長野県地方税滞納整理機: 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成団体が広域連合への移管の手続を行った事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務

4

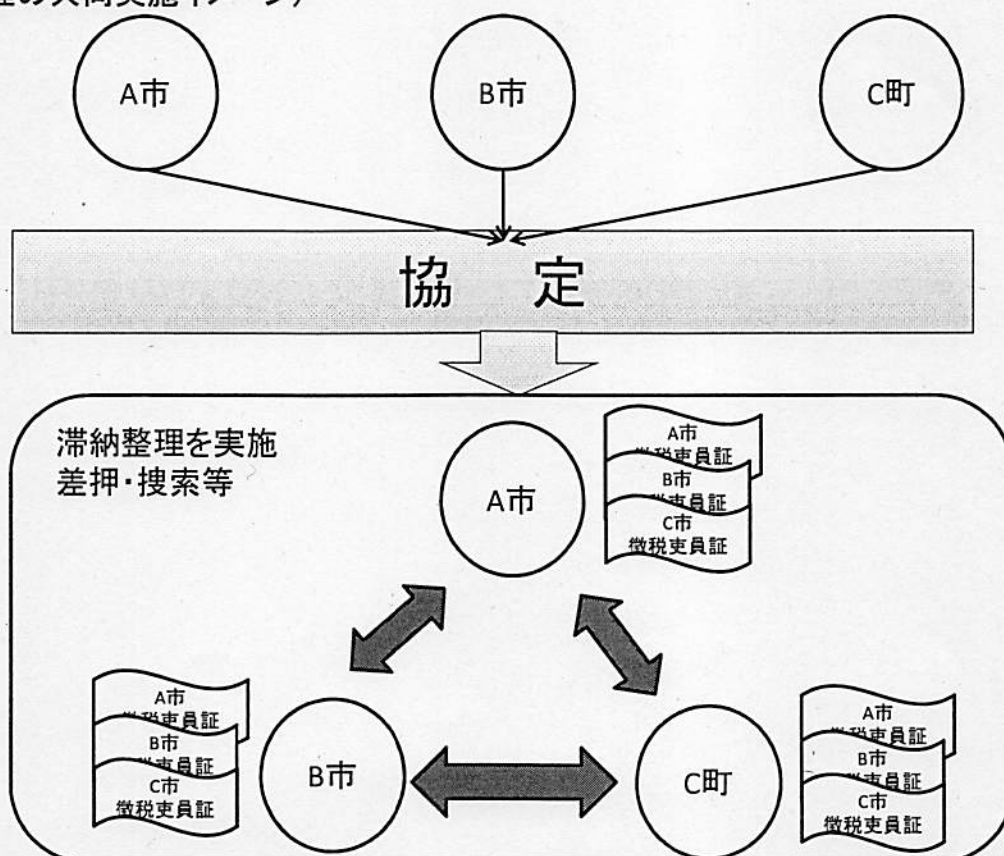
京都地方税機構への質問事項

課題	質問
機構と各保険者との連絡調整	保険証、資格証、短期証の発行に伴う市町への連絡体制について
滞納市税と滞納保険料の調整	市税滞納、滞納保険料の整理方法、滞納額への充当方法について
差押調書の取扱いについて	料と税での差押調書の取扱いについて
職員の派遣について	国保税・料担当として職員の派遣はされているのか。
機構への費用	徴収業務を行った際の機構に対する費用について
引き受け件数	引受件数の上限について
構成団体の規模	地方事務所の所在について
府職員が府税以外の徴収について	府職員・市町村職員が府税、市町村民税(国保税含む)を区別なく徴収しているのか
滞納案件の移管条件	納市町村民税及び滞納国保税を構成団体から引き継ぐ際に条件について

5

近隣市町と共同して滞納整理等を行う場合の留意点等について

(滞納整理の共同実施イメージ)



6

近隣市町と共同して滞納整理等を行う場合の留意点等について

①滞納整理の共同して実施するメリット、デメリット

	メリット	デメリット
滞納整理の共同して実施について	・徴収業務の人数確保 ・合同公売によるアナウンス効果大きい ・ノウハウ、意識の向上	・スケジュール調整や移動時間等での手間が大 ・事務負担が多く、費用対効果が低い ・アナウンス効果の持続性が低い

②滞納整理の共同実施をする際の課題、疑問等

課題	①市町ごと取組みが異なっていると思われるので、共通のルールづくりが必要。 ②共同実施に出す職員数に自治体間で大きな差異があると不公平感が出てくる。 ③近隣市町の状況の把握。 ④共同実施のための業務負荷や人員不足 ⑤他市町の滞納者情報の情報管理の徹底。 ⑥国保税と国保料の市町を分けて実施する。
疑問点	①臨戸徴収にノウハウは必要なのでしょうか？ ②共通項目(だれが、なにを、いつ)が近隣市町に存在するか？ ③税・保険料の滞納処分を共同で実施可能か？ ④近隣とはどれくらいの範囲か？ ⑤徴税吏員証の取扱いはい？
その他	①県主催の研修を実施。

7

当面のスケジュールと優先検討課題

【収納率向上部会】

- 第1回 2月3日(水) 現状の把握と検討課題の整理
- 第2回 3月9日(水) 収納対策の検討、県調交の検討
 [3月23日 収納対策及び県調交の検討の途中報告]
- 第3回 4月20日(水) 収納対策の検討、県調交の検討
- 第4回 6月 収納対策の検討、県調交の検討
 [6月中旬 県調整交付金における目標収納率
 達成市町の取扱検討状況報告]
- 第5回 7月 収納対策の検討、県調交の検討
- 第6回 8月 収納対策の検討、県調交の検討
- 第7回 9月 国保運営方針の検討
 [10月上旬 国保運営方針の検討報告]

8

(1) 京都地方税機構への質問事項

今後、収納率向上部会において、国保料(税)の三重地方税管理回収機構（以下、三重機構）への移管について検討を進めていくこととなりました。

そこで、今後移管を検討していくうえで参考とするため、すでに国保料(税)も対象としている京都地方税機構（以下、京都機構）に対し、実際の事務手続等の聞き取りを実施したいと考えております。つきましては、三重機構への移管を検討する際の課題等に関して、京都機構に対して質問したい事項があれば下記に記入願います。

	想定される課題	質問
1	機構と各保険者との連絡調整について	①滞納者が限度額証の発行を希望している場合、或いは資格書を発行している滞納者が短期証の発行を希望してきた場合は、保険者との連絡調整等はどのように行っていますか？（当市の場合、まず徴収部門が納付相談を行い、限度額証の場合は滞納額全額の納付を条件に発行。短期証の場合は滞納額の10分の1以上の納付が分納誓約の締結を条件に3ヶ月証を発行。それ以降の納付状況を見て短期証の更新を検討します。徴収部門との交渉が決裂した場合は、資格部門において弁明書の提出をお願いしていますが、当市のような保険者が案件を移管した場合、機構と保険者間の連絡調整をどのように行っているか教えてください） ②一定額納付するので資格証⇒本証(短期証)交付してほしい、との滞納者からの申し出があった場合の、連絡調整についてご教示ください。 ③高額療養費の発生による滞納額への充当について、どのような連絡調整をされているかご教示ください。 ④移管回数は年1回でしょうか、また市税と保険料で移管時期をずらしておられますか。 ⑤移管中、各保険者と随時どのような連絡調整をされていますか。 ⑥保険証の更新はどのように行っているのか。 ⑦給付金等がある場合はどうか。 ⑧機構へ移管中の短期証の発行について、滞納者が短期証を取りに来た時、どのような対応をするように調整しているのか。短期証は何ヶ月証にしているのか。
2	税と公課の徴収・充当の仕方について	①国保料の他に地方税の滞納がある場合、時効期間の関係もあり国保料より地方税の方が古い滞納が残っているケースが多く、徴収権も劣後する国保料について、徴収や差押・充当の際、特別な配慮はされていますか。 ②時効や配当順位など性質の異なる税と料を事務上同時に取り扱うことに難しさはないのでしょうか。
3	滞納市税と滞納保険料の調整について	①先行して市税滞納が移管されており、あとから滞納保険料が移管された場合、どのように整理され滞納額に充当されているかご教示ください。
4	差押調書の取扱いについて	①差押を執行した場合、差押調書は料と税で分けて送達していますか。分けて送達している場合は、その根拠をお教示ください。
5	機構への職員の派遣について	①国保税・料担当として職員の派遣はされているのか。
6	機構への費用について	①徴収業務を行った際の機構に対する費用はどれくらいか。
7	引き受け件数について	①引き受け件数は各市町、どの程度まで可能か。 ②1件あたりの基本料金や前年度実績に応じての負担があると聞いていますが、初年度依頼の場合は実績がないので、その点はどのように考えるか。
8	構成団体が府職員と各市町村(京都市を除く)で大規模となっている。	①京都地方税機構を構成する地方事務所の所在は？
9	府職員が府税以外を徴収することについて	①府職員・市町村職員が府税、市町村民税(国保料含む)を区別なく徴収しているのか。
10	滞納案件の移管件数について	①滞納市町村民税及び滞納国保料は過去3年間で何件ですか。

平成27年度第2回收納率向上部会にかかる調査票

	想定される課題	質問
11	滞納案件の移管において	①滞納市町村民税及び滞納国保料を構成団体から引き継ぐ際に条件はありますか。 ②滞納国保料を構成団体から引き継ぐ際に条件はありますか。
12	税金と保険料との優先順位の調整について	①保険料を滞納している滞納者は税金も滞納している場合がほとんどであるが、分納誓約を交わす場合、優先順位をどのように調整しているのか。また、滞納処分を行う場合は、租税優先の原則から、税からとるのか？
13	完納時の本証の交付について	①滞納保険料が完納となった場合、機構から保険者に収納されるまで1ヶ月くらいかかると思われるが、この場合、保険者と連絡調整し、即座に本証を交付するのか。

保険者(団体)名
氏 名

(2) 近隣市町と共同して滞納整理等を行う場合の留意点等について

徴収業務にあたる人数が少ない、滞納整理に関するノウハウの蓄積が少ない等の理由から、近隣市町で共同して滞納整理を行っている保険者もあります。

このことについて、①滞納整理を共同で実施するメリット、デメリット②共同で実施する際の課題や疑問点等あれば、下記に記入願います。

①	滞納整理の共同して実施するメリット、デメリット
メリット	○ 捜索等、人数が必要な徴収業務について人員の確保が図られる。また、差押品の公売会などの場合、1つの市町では差押え品が少なく公売会を開催できなくても、複数の市町が差押品を持ち寄ることで規模の大きな公売会を開催することができ、滞納者に対するアナウンス効果が期待できる。 ○ 滞納整理をやったことのない市町の場合は、共同実施により先進市町のノウハウを学べる。 ○ 共同で実施していないので、現在メリットはわかりません。 ○ 滞納整理のノウハウを持った職員がいる市町いない市町があるので、いない市町にはいる市町と共同で行うことによって今後の業務に活かせると思う。 ○ 各市町において職員の人員削減が進む中、滞納者へ執行する滞納処分において、とりわけ捜索等の人員数が確保しやすくなる。近隣市町と共同することで情報交換や徴収意識の向上等を見込むことができる。 ○ (合同公売については)大々的に広報することで、一定のアナウンス効果が得られる。 ○ 滞納整理を行うにあたり人数の確保ができる。 ○ 滞納整理について経験者に相談することができる。
デメリット	○ 共同実施のための複数の市町間でスケジュール調整が難しく、かつ他市町からその市町に移動して集まる手間等を考慮すると単独実施をした方が効率的な場合がある。 ○ 臨戸徴収を行う場合に家屋の所在や連絡を考えると該当市町が中心となり主となってしまふ。その時に共同市町の役割は何なのか。 ○ 徴収専門が不存在のため、近隣市町とのすり合わせをする時間に余裕がないことや、主導する立場が存在しない可能性がある。 ○ 各市町の連絡調整に手間がかかると思う。 ○ 事務負担がかなり多く、費用対効果は低い。担当ひとりにつき、多数の滞納者を抱える現状においては、給与等の償権差押を強化する方が効率的である。 ○ アナウンス効果も長くは続かないのでは。 ○ 日程の調整を行う必要があり、即座に滞納整理を行うことができない。

②		滞納整理の共同実施をする際の課題、疑問等
課題	1	滞納整理については、首長の政策判断等の理由で、市町ごと取り組みの姿勢が少なからず異なっていると思われるので、最初にその調整とルールづくりが必要になってくると思われる。
	2	市町によっては、自治体規模や政策上の理由で徴収職員を少数しか配置していないところもあり、そういったところは共同実施に少数の職員しか出せないと思うが、共同実施に出す職員数に自治体間で大きな差異があると不公平感が出てくる。
	3	近隣市町の状況がわからない。(徴収が債権管理回収課・税務課・保険年金課など)
	4	本市では、給与・年金・預貯金・売掛金・生命保険等の換価可能財産を随時滞納処分しており、特に他市と共同して滞納整理を行う理由が見当たらない。
	5	共同で行う場合でもそのための準備等の業務はしなければならず、人員不足の中で結局手が回らない状況には変わりないと思う。
	6	他市町の滞納者を取り扱う場合の個人情報管理の注意点
	7	国保税と国保料の市町を分けた方がよいかと思います。
疑問点	8	滞納整理は滞納者の自宅を訪問し、徴収するというイメージですが、臨戸徴収にノウハウは必要なのでしょうか？
	9	共通項目(だれが、なにを、いつ)が近隣市町に存在するか？
	10	現在、町内部においても税・保険料の滞納処分を共同で実施していないため、近隣市町で実施できるか？
	11	近隣とはどれくらいの範囲の市町間で、各市町間の連絡調整はどこが行うのでしょうか？
	12	滞納整理の共同実施とは？
	13	合同公売のこと？
	14	機構のような、広域的専門組織の立上げも共同実施のひとつ？
	15	もし共同で滞納整理を行っている近隣市町でも滞納があった場合の優先順位の調整はどうしているのか？
	16	徴税吏員証はどうしているのか？
その他	17	徴収事務であれば県主催等の研修会を開催すればよいと思います。(講師は県税事務所の担当であるとか精通者)

第3回医療費適正化部会概要

日時 平成28年4月19日(火) 13時30分～15時40分

場所 吉田山会館 第303会議室

出席者 出席者名簿のとおり

【経緯とスケジュール】

平成27年12月に連携会議の市町構成員を全市町に拡大し、国保の都道府県化に伴う課題に応じて4つの作業部会を設置した。今後、それぞれの部会で課題解決に向け協議がなされる。また、スケジュール的には、平成28年10月の納付金等の仮算定が重要であり、各市町においてその仮算定の前までに基礎データの抽出を行う必要がある。(ベンダーと相談してほしい。)

【第三者求償について】

本県では、1件当たりの求償額が30万円以上と高額で効果が大きいことから、傷病届の未届対策が必要である。国では、損害保険協会と覚書を締結し、傷病届の届出件数の増加を見込んでいるが、保険担当者の対応によるところが大きく、実際の効果は未確定である。

また、過去には警察の協力を得て自動車事故調書を閲覧できたが、最近では個人情報の保護などの観点から協力が得られなくなっている。

未届者に対して制裁的に保険の利用制限を行うことと合わせて、警察との連携を模索してはどうか。第三者求償の事務について以下のような意見があった。

- 国保連合会では、4月に第三者求償に関して各医療機関あてに協力依頼を行った。
- 傷病届の未届対策により届出が増えても、事務に対応できる職員が不足している。
- 第三者求償の事務は、他の事務と比較して優先度が低く、手続面等で分かりにくい。
(滞納者に対する保険料徴収や窓口対応などを優先している。)
- 利用制限はできない。
- 警察との連携を考える前に、できることがあるのではないか。
 - (1) 被保険者へ周知する。(自動車事故を起こしたら、市町の窓口に行くなど)
⇒ 県でパンフレット等を共同印刷する。免許センターの研修で使用してもらう。
 - (2) レセプトで分かる未届の対象者に届出を促す通知や電話を行う。
⇒ 国保連合会のコールセンターで対応できないか。
県や国保連合会で職員を増やし、届出事務を代行できないか。
 - (3) 届出(様式を含む)を簡素化する。
⇒ 印鑑証明書は、本人の確認ができれば、省略することができる。
指定の用紙に記載するのが難しいので、書式を変更できないのか。
(職員が記載しても構わないし、少々記載不備があっても構わない。)
事故証明が面倒である。

第三者求償については、国の保険者努力支援制度の評価指標となり、一定の対応が求められることから、次回には届出事務の簡素化を含め対策を提案したい。(警察との連携についても国に確認し、報告したい。)

【その他の課題について】

3月23日の連携会議において、レセプト点検事務の県への移管について前向きな検討を求められたことから、レセプト点検では多くの職員の雇用を伴い国保連合会と点検の重複が生じるため移管はできないが、それ以外に、県がある程度の職員を雇用し効率的に処理できるようなことはないか検討することとする。

- 柔道整復施術療養費と鍼灸・マッサージ施術療養費とどちらが優先するのか。
- 患者調査については、やり方もあるが、営業妨害と言われる可能性もあり、慎重に検討することが必要である。効果は絶大である。
- 医療費通知の効果も出てきている。医療機関からもらう領収書を保管し、医療費通知と見比べるよう県民に啓発することが大切である。
- 特に公立病院では、保険証をチェックしているという理由で、レセプト等の過誤処理を拒否されるため、県が協定等を締結するなど協力を呼び掛けてほしい。
(病院側の会計システムの入力が見当が面倒であるが、被保険者の利益を考えてほしい。)

【次回日程等】

日時：平成28年6月3日（金）午後から

場所：津市近辺の三重県施設等

議題：第三者求償に関する提案

宿題：なし

第3回医療費適正化部会 事項書

1 日時:平成28年4月19日(火) 13時30分から15時30分

2 場所:吉田山会館 第303会議室

3 協議事項

(1) 第三者求償(第三者行為)について

【資料1】 第三者求償(第三者行為)について

【資料2】 保険者機能の強化等

【資料3】 保険者努力支援制度について

(2) その他の課題の検討について

【資料4】 第4回三重県市町国保広域化等連携会議概要

4 その他

(次回の予定等)

第3回医療費適正化部会出席者名簿（4月19日）

市町等	所 属	職 名	氏 名	連絡先	E-MAIL
名張市	保険年金室	主任	長 瀬 祐 一	0595-63-7445	hokennenkin@city.nabari.mie.jp
東員町	保険年金課	主任	水 谷 隆 史	0594-86-2805	hoken@town.toin.lg.jp
川越町	町民保険課	主任	山 北 康 貴	059-366-7115	k-hoken@town.kawagoe.mie.jp
御浜町	住民課	保険年金係 主幹	山 本 一 生	05979-3-0512	m-juumin@town.mihama.mie.jp
紀北町	住民課	係長	藤 原 純 一	0597-46-3117	iyumin@town.mie-kihoku.lg.jp
国保連合会	審査管理課	課長補佐	太 田 美由紀	059-228-9157	jigyo@kokuhoren-mie.or.jp
	財務課	課長補佐	正 田 晴 彦		
三重県	医務国保課	主幹	加 藤 富士夫	059-224-2285	katouf00@pref.mie.jp

第三者求償(第三者行為)について

- 1 本県の状況(国民健康保険の自賠責内外の合計)

平成25年度	593件	208,909,470円	352,293円/件
平成26年度	611件	230,639,578円	377,479円/件
平成27年度	652件	219,062,091円	335,985円/件
- 2 医療費適正化部会の検討課題
 - ・傷病届の未届対策
(損保との覚書による対策の効果はどこまで・・・)
 - ・保険者努力支援制度の点数UP
(PDCAサイクルをどのように構築していくのか・・・)

課題検討の方向性について

- 1 傷病届の未届対策
 - ・連携・協力体制の構築(警察、医療機関等)
個人情報保護や捜査情報など問題あり
 - ・未届者に対する利用制限(加入時の説明等)
制裁措置として可能か？
- 2 保険者努力支援制度の点数UP
 - ・点数は1項目20点(2項目で40点)と小さいながらも
各市町が確実に獲得してほしい。
 - ・体制をどのように整えていくか？

第3回事務標準化部会概要

日時 平成28年4月22日(金) 13時30分～16時00分
場所 吉田山会館 304会議室

【協議事項】資料1

＜優先的に取り組む課題について＞資料2

当面、以下の課題について、実現可能か否かを検討していく。

- ① 被保険者証と高齢受給者証の一枚化
- ② 限度額適用認定証、短期証、資格証の交付基準
- ③ 世帯主の取扱い基準
- ④ 届出遅延で遡及適用されて資格を取得した場合の給付基準

各検討課題についての意見等

① 被保険証と高齢受給者証の一枚化

- 被保険者からの要望や、医療機関からの負担割合の問い合わせも多い。また、郵送料等も削減できることから、実現に向けて検討していきたい。
- 被保険者証は10月、高齢受給者証は8月までに発行しているが、それぞれ業務量が多く、併せて作業を行うと作業量が膨大になってしまう。
- 専門的な知識を要する作業もあり、他課等からの増員や臨時職員等を増員したとしても、その分だけ効率が上がるかという疑問がある。
- 大きい市町村であれば、課の中で担当分かれているうえに担当者が複数人いるため、対応は比較的に取りやすいのではないかと。
- ハード面で問題はないか(システム上、一枚で印刷できるのか)

② 限度額適用認定証、短期証、資格証の交付基準

- 基準を統一することによって、県内で転居した際に「県内で統一の基準である」と説明できるし、各担当者も判断に困ることが少なくなる。
- 委任払制度の活用のはず。
- 支所がある場合等で、各支所にある情報で判断できるかどうかという点も考慮しなければならない。

③ 世帯主の取扱い基準

- 基本的には、住民基本台帳上で判断している。
- 保険料(税)の滞納との関係で、住民基本台帳の世帯主以外にした方が、徴収しやすいような場合もある。(親が世帯主となっているが、実際の収入は息子が稼いでいるような場合)
- 例外的に、住民基本台帳の世帯主と違う人物を世帯主とするような場合は、どのような場合があるか。

④ 届出遅延で遡及適用されて資格を取得した場合の給付基準

- 14 日以内に届出なかった場合、やむを得ない事情が認められなければ、給付を制限することとしている保険者も他の都道府県にはある。
- このような場合、やむを得ない事情の判断は各保険者で行っている。
- 実施するとなれば、保険者がそれぞれで実施するよりも、県下で統一して実施した方が、医療機関等における認識においても効果的である。

<第三者行為求償について>資料 3

第三者行為求償に関する取組の強化が国から求められているが、事務の効率化、統一化等の検討は、医療費適正化部会で行うこととする。

【次回日程】

日時：平成 28 年 6 月 1 日（水）午後から

場所：松阪市役所、または津市近辺の県保有施設等

第3回事務標準化部会 事項書

- 1 日時:平成 28 年 4 月 22 日(金) 13 時 30 分から 15 時 30 分
- 2 場所: 吉田山会館 第 304 会議室
- 3 協議事項 【資料 1】
 - (1) 前回までの振返りと今後の見通しについて
 - (2) 優先的に取り組む課題について【資料 2】
 - (3) 第三者行為求償について【資料 3】
(医療費適正化部会での報告を含む)
- 4 報告事項【資料 4】
平成 27 年度第 4 回広域化等連携会議での報告について
- 5 その他
(次回の予定等)

第3回事務標準化部会出席者名簿（4月22日）

市町等	所 属	職 名	氏 名	連絡先	E-MAIL
伊勢市	医療保険課	主事	森口 有紀	0596-21-5646	kokuho@city.ise.mie.jp
松阪市	保険年金課	国民健康保険税賦課係 主任	梶間 正也	0598-53-4048	hok.div@city.matsusaka.mie.jp
桑名市	保険年金課	保険係長	後藤 峰子	0594-24-1174	nenkinm@city.kuwana.lg.jp
亀山市	保険年金室	主任主事	羽野 武志	0595-84-5006	hokennenkin@city.kameyama.mie.jp
菰野町	住民課	係長	毛利 広行	059-391-1121	jumin@town.komono.mie.jp
多気町	町民福祉課	保険年金係長	高山 幸夫	0598-38-1113	s-takayama@town.mie-taki.lg.jp
明和町	長寿健康課	健康ほけん係長	青木 大輔	0596-52-7116	kenkou@town.mie-meiwa.lg.jp
紀宝町	福祉課	主事	奥峪 啓太	0735-33-0339	okusako-kei@town.kiho.lg.jp
志摩市	保険年金課	課長補佐兼 国民健康保険係長	南 時也	0599-44-0213	hokennenkin@city.shima.lg.jp
国保連合会	総務課	課長補佐	勝谷 佳嗣	059-228-9153	jigyo@kokuhoren-mie.or.jp
三重県	医務国保課	主事	齋藤 智哉	059-224-2285	saitot05@pref.mie.jp

第3回事務標準化部会

日時:平成28年4月22日 13:30—15:30
場所:吉田山会館 第304会議室

1

第3回事務標準化部会

- 前回までの振返りと今後の見通し

- 優先的に取り組む課題について
- 第三者行為求償について

2

平成30年度以降の国保財政運営の在り方の検討体制(イメージ)

県のめざす方向性

- ・ 県民に対して、公平な負担で良質な医療を提供する。
- ・ 市町国保の事業運営の広域化を図る。
- ・ 市町国保の財政運営の安定化を図る。

方針案の提案、納付金等の意見・要望等

提案する検討体制

三重県市町国保広域化等連携会議

【構成市町：29市町】

検討結果の報告、意見、要望、提案など

国保財政運営部会

県 1名
市町 8名
国保連合会 1名
合計 10名

収納率向上部会

県 1名
市町 8名
国保連合会 1名
合計 10名

医療費適正化部会

県 1名
市町 5名
国保連合会 1名
合計 7名

事務標準化部会

県 1名
市町 9名
国保連合会 1名
合計 11名

国保運営協議会

【構成メンバー】
被保険者代表
保険医又は保険薬剤師代表
公益代表
被用者保険代表

国保運営方針

国保連合会

※ 必要に応じて合同部会とすることも可能

※ 制度改正の動向により新たな検討課題ができた場合には、随時適当な部会に割り振

作業部会の協議の進め方

三重県市町国保広域化等連携会議

(構成メンバー：県内29市町、県、国保連合会)

検討結果の報告、意見、要望、提案など

国保財政運営部会

【検討課題】

- ① 国保事業運営協議会メンバー
- ② 国保事業費納付金の算定ルール
- ③ 標準保険料(税)率等々

収納率向上部会

【検討課題】

- ① 収納率向上対策
- ② 県調整交付金の活用等々

医療費適正化部会

【検討課題】

- ① 療養費に係る審査・支払の平準化
- ② 医療費適正化・保健事業の取り組み促進等々

事務標準化部会

【検討課題】

- ① 資格の適用適正化
- ② 保険給付事務の平準化
- ③ 国保事務処理標準化システム等々

※ 開催頻度：1月に1回から1月半に1回のペースで開催することとします。

※ 日程調整：基本的には、火・水・木の開催を優先しますが、構成メンバーの最大公約数で決定します。

※ 開催時間：検討内容により、決定します。

長時間の場合、途中までの参加、途中からの参加も可能です。

※ 開催場所：原則として県庁の会議室を利用しますが、検討内容によっては、最適な場所を各部会で設定できます。

※ 宿題形式：基本的には、課題を宿題として持ち帰って検討していただき、次回の作業部会で提案等してもらうこととなります。県は、その宿題のたたき台として、次回の作業部会の1週間前には作業部会のメンバーに提示するよう努めます。また、資料がある場合には、前日までに県担当者まで提出してください。

※ 協議ルール：① 反対意見のある場合は、批判するのではなく、前向きな提案を示すように努めます。

② 県担当者が議事を進め、時間などの都合で協議を打ち切る場合もあります。

③ 連携会議に提出する意見等は、被保険者等のメリット・デメリット等を総合的に判断して極力まとめますが、まとまらない場合には併記することもあります。

前回までの振返りと今後の見通し

(1) 当部会の目指す方向について

- 様々な事務処理において、各市町で取扱いが異なっている場合がある。
- 全県下でまとめて事務処理を行う方が効率的な場合がある。



- 全県下で、同質のサービスを提供できる体制づくりを目指す
- 各保険者がそれぞれ行っている事務処理を共同で処理し、効率化を目指す
- 各保険者、連合会、県で気軽に情報共有できる体制づくりを目指す

(2) 優先的に取り組む課題について

今後、事務処理の統一や効率化を進めていくべき課題は、非常に多岐にわたるため、優先的に取り組むべき課題として、当面は下記の課題を検討していく。

- ① 被保険者証と高齢受給者証の統合、1枚化
- ② 限度額認定証、短期証及び資格証の交付基準
- ③ 世帯主の取扱い基準
- ④ 届出遅延で資格の遡及適用した場合の給付基準

第3回事務標準化部会

- ・ 前回までの振返りと今後の見通し

- ・ 優先的に取り組む課題について

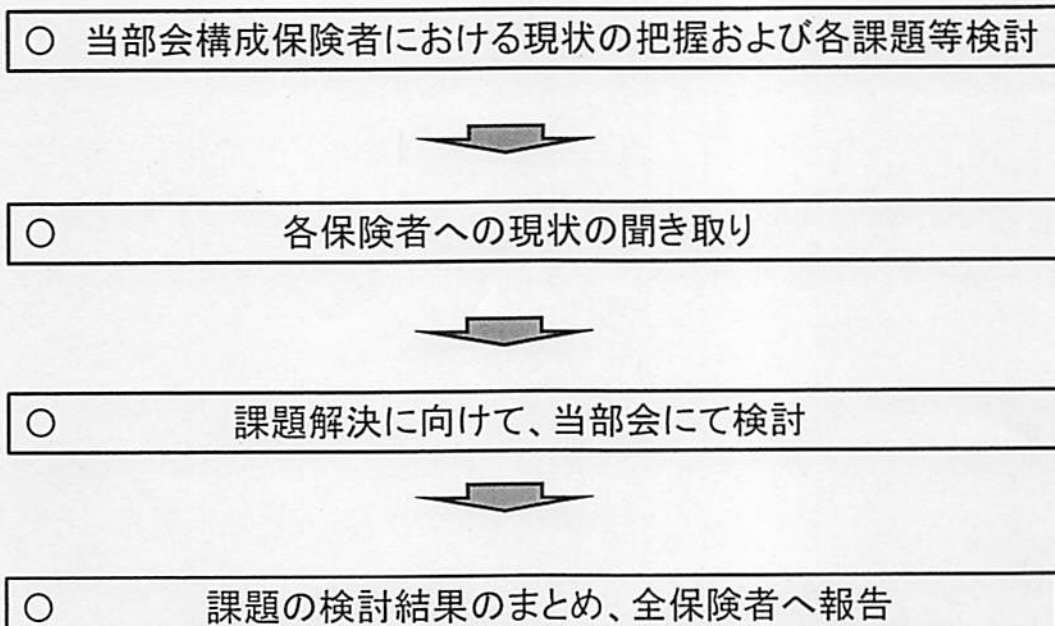
- ・ 第三者行為求償について

三重県事務標準化部会 当面のスケジュール（当初予定）

第1回	2月3日	優先検討課題の整理
第2回	3月上旬	課題①②③の検討
連携会議	3月23日	[課題①②③の進捗報告]
第3回	4月	課題①②③の検討
第4回	5月	課題①②③のまとめ
連携会議	6月中旬	[課題①②③の検討報告]
第5回	7月	国保運営方針の検討
第6回	8月	国保運営方針の検討
連携会議	10月上旬	[国保運営方針の検討報告]

優先的に取り組む課題について

優先課題の検討手順について(案)



第3回事務標準化部会

- 前回までの振返りと今後の見通し
- 優先的に取り組む課題について

- 第三者行為求償について

各保険者事務処理調べ

保険者 番号	保険者名	被保険者証と高齢受給者証の1枚化 (現状)統合している (想定)統合を目指すうえでの課題点		限度額証、短期証、資格証の発行基準			世帯主の認定に関する基準	届出遅延で遡及適用されて資格取得した場合の給付基準
				限度額証	短期証	資格証		
1	津市			限度額適用認定証の交付基準について、以下のとおりです。 【特別な事情】 1. 世帯主がその財産につき、災害を受け、又は盗難にかかったこと(火災証明書・盗難証明書の添付が必要)。 2. 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したこと。 3. 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと(破産証明書等の添付が必要)。 4. 世帯主がその事業につき、著しい損害を受けたこと(資産保有状況届等の添付が必要)。 5. 前各号に類する事由があること 【保険者が適当と認める場合】 完納したとき、もしくは分納なら増額、まとまった一時金の納付があれば、保険者が認める適当な場合に該当します。	○短期被保険者証 被保険者証交付世帯のうち、保険料の納付が1年間ない世帯に対し、次回更新時に短期被保険者証(6か月証)を交付する。1年間の期間は、被保険者証の更新時期に合わせて10月1日から翌年9月30日とする。 短期被保険者証交付世帯については、当該短期被保険者証の有効期限内に納付がある場合は、次回更新時に短期被保険者証を交付する。 短期証有効期間 10月1日から3月31日、4月1日から9月30日	○資格証明書 短期被保険者証を交付している世帯のうち、保険料の納付が半年間ない世帯に対し、次回更新時に資格証明書を交付する。半年間の期間は、当該短期被保険者証の有効期間とする。 資格証明書交付世帯が、保険料の一部納付をした場合について、一部納付をした日から有効の短期被保険者証を交付する。	基本的には住民票上の世帯主を、国保上の世帯主として認定しています。ただし、下記のような場合は、例外としています。 ・住民票上の世帯主が、生活保護受給者である場合 ・被保険者が同居人であり、世帯主とは生計を別にしている場合	収入増等の理由により遡及して被用者保険の資格を喪失した場合であって、資格喪失証明書の発行日から14日以内に国保加入の届を行ったものについては、「緊急その他やむを得ない事情」に認められるとして、療養費を支給しています。 その他特に明確な基準はなく、案件ごとに被保険者の加入届が遅れた理由について聴取し、判断しています。
2	四日市市			出先機関での受付も行っているため保険料の滞納については確認が難しいこともあり、 申請時に被保険者の保険証が本証であれば、認定証の申請を受付発行している。	別紙	別紙		加入届出を遅延したが、その間に診療を受けた場合については、以前は理由書を提出してもらい故意の場合を除いて給付を行うこととしていたが、保険料を遡及して賦課納付請求を行うにあたり、なかなか市民の理解を得ることが出来ないことから、理由書の提出がなくても給付することとなった。
3	伊勢市			延滞金も含め、申請があった時点で支払ってもらっていない保険料があれば交付せず。しかし、納付誓約の履行状況を確認のうえ高額療養費の委任払いはおこなっている。	・9月末被保険者証更新時点で納期限から1年未満経過の過年度保険料滞納のある者(短期6ヶ月証交付)。 ・過年度保険料に滞納があるが、納付誓約を履行している者(誓約履行状況や納付計画により、短期6ヶ月証、短期3ヶ月証、短期1ヶ月証を交付する)。	・9月末被保険者証更新時点で納期限から1年以上経過の過年度保険料滞納のある者。 ・納付誓約により短期被保険者証を交付したが、誓約後履行されていない者。	「伊勢市国民健康保険における擬制世帯の世帯主変更に関する要綱」はあり、昔からの流れでそのような状態になっている世帯もあるが、現在、新たに認めることはしていない。	・単身世帯で入院等の理由により、期間内の届出が困難であったと認められる場合 ・会社または保険者の都合により資格喪失証明書の発行が遅れたため期間内の届出が困難であったと認められる場合 ・遡及して被用者保険の被扶養者資格を抹消された場合 ・会社の突進がなかった等の理由で遡って被用者保険の資格を喪失された場合 上記以外にも窓口での聞き取りにより給付を認めている場合もある。
4	松阪市			保険証の交付基準に合わせています。保険証が交付されている世帯は、一部滞納ありの世帯も含まれるものの一定の納税相談が行われ誓約履行を続けていることから、「保険者が適当と認める場合」に該当するものとして認定証の交付を行っています。	(別添参照) ・松阪市国民健康保険短期証交付要綱	(別添参照) ・松阪市国民健康保険被保険者資格証交付要綱	当市における国民健康保険の世帯は、住民基本台帳の世帯と同一とする運用をしています。世帯主変更希望の場合も住民基本台帳の異動を行うよう案内しています。	遡及加入者に対する給付制限の運用を行っていませんので「緊急その他やむを得ない事情」に係る基準の設定もありません。

5	桑名市			※国民健康保険税を滞納していると、認定証の交付が受けられない場合があります。その場合は、医療機関の許可を得て委任払いにすることがあります。				
7	鈴鹿市							
8	名張市							
9	尾鷲市							
10	亀山市				別紙	別紙		
11	鳥羽市							
12	熊野市							
16	木曽岬町				別紙	別紙		
19	東員町			・明確な基準は定めていません	納付相談等でその場での滞納が解消されない場合は短期証に切り替えます。相談等がない場合は保険証更新時(10月1日)での切り替えとなります。		・住民票の世帯主を一律に国保法上の世帯主としています	
22	菟野町							
24	朝日町							
25	川越町							
39	多気町							
40	明和町							
41	大台町							
44	玉城町							
53	度会町				別紙	別紙		
	御浜町							
67	紀宝町			前年度の滞納がある場合は 限度額認定証を発行しない。	滞納世帯で18歳以下の 子ども:6ヶ月証 10～20期の滞納 :3ヶ月証 20期以上の滞納 :1ヶ月証 3年以上支払いがない 場合 :資格証明書		住民基本台帳上の世帯主で 一律で判断。例外はなし。	加入日まで通り処理をする。
70	いなべ市							
71	志摩市							
72	伊賀市							
73	大紀町							

74	南伊勢町				・一件づつ納付状況を見て、 証の種別を決めていく。 3ヶ月証・・・分納制約なしで病 院に行きたいときだけ払いに 来るような人 6ヶ月証・・・分納制約ありで、 守っている人 資格証・・・特に決まった基準 は無い、何も保険税の納付が 無い人。その都度判断。 (高校生以下の人、特定疾病 等もっている人には出さな い。) 1ヶ月証・・・資格証で、病院に 行きたいときだけ証がほしい と言ってきたときに出す。 通常の更新時には出していな い。 過去3ヶ月以内に納付があれ ば、前回の証を引き継ぐ、な にも納付が無ければ資格証と なる。(本証や6ヶ月証からい きなり資格証にはせず、段階 的に降格させていく) 滞納が解消すれば本証を出 す。			
75	紀北町							